

## 昭島市生産緑地地区指定基準

(趣旨)

第1条 都市農地等を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号）に基づく生産緑地地区の指定について必要な事項を定めるものとする。

(指定要件)

第2条 生産緑地地区に指定できる農地等は、現に農業の用に供されている農地等であつて、次に掲げる要件に該当する一団のものの区域とする。

- (1) 公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること
- (2) 面積が300平方メートル以上の規模の区域であること
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること
- (4) 相当期間にわたつて農業経営等の継続が期待できるものであること

(指定する農地等)

第3条 地域の実情を踏まえ、次の各号のいずれかに該当する農地等について、生産緑地地区に指定する。

- (1) 昭島市都市計画マスタープランに位置付けられているもの
- (2) 昭島市環境基本計画に位置付けられているもの
- (3) まちづくりを進めていく上で、公共施設用地等の確保の観点から必要なもの
- (4) 既に指定された生産緑地地区の一体化又は整形化を図ることができ、一団の土地となるもの
- (5) 市民農園等として利用できるもの
- (6) 災害対策の観点から効果が期待できるもの

(指定しない農地等)

第4条 前条の規定にかかわらず、都市計画的な観点から、次の各号のいずれかに該当する農地等については、原則として生産緑地地区に指定しないものとする。

- (1) 都市計画に商業地域又は近隣商業地域のいずれかが定められているもの
- (2) 既に都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認が行われている道路、公園等の都市計画施設の区域と重複するもの、又は主要な生活道路の区域と重複するもので着工の見込みが確実なもの
- (3) 現況が農地であっても農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による転用の届出が行われており、かつ、不動産登記法第2条第18号に規定する地目が宅地等に変更されているもの
- (4) 計画的な市街地の形成を図る上で支障があると認められるもの

(地区の指定)

第5条 生産緑地地区の指定は、当該地区の土地利用の動向を勘案し、指定対

象農地等の所有者に生産緑地地区指定に関する必要書類の提出を求め、審査の上、必要と認められるものについて行うものとする。

(管理)

第6条 生産緑地地区に指定した農地等については、良好な都市環境の形成に資するよう、昭島市及び昭島市農業委員会が相互に協力して、その適正管理について指導を行うものとする。

附 則

この基準は、平成16年1月29日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年12月20日から実施する。

附 則

この基準は、令和5年12月27日から実施する。